

5-1 一般的な化学物質の使用

本学では、規則第 13 条によって、化学物質の使用が次のように定められています。

規則第 13 条(化学物質の使用)

化学物質管理責任者は、化学物質を使用する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 化学物質の有害性及び危険性について、SDS(化学物質安全データシート)等により情報を得る必要があることを化学物質取扱者に周知すること。
- (2) 化学物質の有害性又は危険性が高いと判断した場合は、有害性又は危険性が低い化学物質への転換に努めること。
- (3) 化学物質のばく露及び飛散の防止措置(保護具、局所排気装置等)を講じるとともに、化学物質を使用する前に、局所排気装置の使用前点検を行うこと。
- (4) 作業場での喫煙及び飲食を禁止し、その旨を見やすい場所に掲示すること。
- (5) 関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい場所に掲示すること。

2 化学物質取扱者は、化学物質の使用に当たっては、次に掲げる事項に従って取り扱わなければならない。

- (1) 化学物質を使用する前に、SDS(化学物質安全データシート)等で当該化学物質の有害性、危険性等を理解すること。
- (2) 通風又は換気が不十分な場所では取り扱わないこと。

化学物質を使用する際には、化学物質の有害性及び危険性を理解して取り扱う必要があります。第3章をよく読んで、今から取り扱う化学物質の有害性及び危険性を把握してから使用してください。「自分の身は自分で守る」、これは自分自身の安全を確保するための鉄則です。

本学では、化学物質を使用する部屋には、以下の表示を入り口側に掲示することになっており、健康障害防止のため、関係者以外立ち入り禁止となります。立ち入るときはご注意ください。



図5-1 関係者以外立ち入り禁止の掲示

(1) 一般的な化学物質の取扱い方法

法規制の有無にかかわらず、基本的に化学物質は以下のように取り扱います。

- ① 化学物質は、性質を SDS などによく調べたのちに使用する。
- ② 白衣及び保護具(メガネ、マスク、面、手袋など)を着用する。
- ③ 容器から化学物質を取り出す際は、薬品名が消えないようにするため薬品名のついたラベル側を手を持ち取り出す。
- ④ 有害な蒸気を出す化学物質はドラフト内で取り扱う。ドラフトがない場合は実験室内の換気を十分に行う。
- ⑤ 瓶などから取り出して余った化学物質は、汚染を防ぐために元の瓶などに戻さない。余った化学物質は廃棄すること。できるだけ余らないよう取り出す。
- ⑥ 使用した化学物質の容器はその都度蓋を閉める。
- ⑦ 液だれして容器に付着した化学物質は必ず拭き取るなどして、容器はすぐに綺麗にする。
- ⑧ 使用中のものを除き、原則として試薬瓶等は机の上に置いたままにせず保管庫に戻す。
- ⑨ 化学物質が入った容器の中に薬さじやガラス棒、ピペットなどを入れたままにしない。
- ⑩ 化学物質は直接手で触れたり臭いをかいだりしない。臭いを嗅ぐときは手扇を使う。
- ⑪ 化学物質に応じて使用する器具の種類(ガラス、プラスチック、ステンレス等)を選ぶ。
- ⑫ 化学物質のそばで飲食、喫煙はしない。
- ⑬ 周囲の化学物質の使用状況を把握する。